

## 答申案を作成するに至った詳細

資料 3 答申 案 No.	答申案を作成するに至った詳細等
1	<p>準備書において、工事期間中の来院者等の駐車可能台数の記載がない。</p> <p>本事業は、病院の営業を続けながらの建替えであるため、駐車可能台数の増減は、工事期間中の渋滞状況への影響を及ぼすことが考えられることから、環境影響評価書には記載が必要とした。</p>
2	<p>準備書においては、単路部の混雑度の記載はあるが、交差点の混雑状況は数値として示されていない。</p> <p>特に昆陽交差点においては交通量の増加による渋滞等も懸念され、交差点の混雑状況を数値化して示すことは重要と考えられることから、環境影響評価書には交差点流入部の需要率、現示の需要率及び交差点の需要率の記載が必要とした。</p>
3	<p>「渋滞長」、「滞留長」について、環境影響評価書にはそれぞれの調査方法の記載が必要とした。</p>
4	<p>第 1 次審査意見、事業者見解において、共に、滞留台数の追加が言及されていることから、環境影響評価書には滞留台数の結果の記載が必要とした。</p>
5	<p>病院構内における駐車場管理は、交通渋滞対策の一つと考えられることから、環</p>
6	<p>境影響評価書に、駐車場管理の具体的な方法の記載が必要とした。</p>
7	
8	<p>第 1 次住民意見に対する事業者見解として、工事中の東側道路は十分な安全対策を講じるとあるが、準備書においては、工事中の東側道路の安全対策に関する記載が不十分なため、環境影響評価書に具体的に記載することが必要とした。</p>
9	<p>病床数や予想される外来者数など医療業務の規模等については、本環境影響評価を進める上で重要と考えられることから、環境影響評価書には記載が必要とした。</p>
10	<p>準備書の工事計画には、作業日や作業時間等の記載がない。</p> <p>作業日や作業時間等については、環境影響評価における重要な事項と考えられることから、環境影響評価書には記載が必要とした。</p>
11	<p>周辺住民へ配慮するために、工事着手に際しては地元へ工事予定や連絡先等を周知する旨を、環境影響評価書では記載することが必要とした。</p>
12	<p>第 2 次住民意見にあるように、本事業におけるプライバシー保護については、設計段階で十分な措置を講じることが必要とした。</p>
16	<p>第 2 次住民意見にあるように、本事業における救急車のサイレン音対策について、関係機関との十分な協議を実施して騒音の低減に努めることが必要とした。</p>
17	<p>立体駐車場の北側と西側に防音壁を設置するが、東側には防音壁を設置しない計画となっていることからその理由が必要とした。</p>
18	

資料3 答申 案 No.	答申案を作成するに至った詳細等
19	施設騒音の測定値については、LA50 による評価が行われており、測定時の状況の推測や、評価方法の妥当性等の判断が出来るように、環境影響評価書には LA50 の他に LA5 と LA95 の併記も必要とした。
20	振動の測定値については、測定時の状況の推測や、苦情等の早期判断が出来るように、環境影響評価書には L10 の他に Lmax の併記も必要とした。
21	ガスコージェネレーションのガスエンジンについては、そもそも振動が生じないのか、振動は生じるが防振を講じることによってほぼゼロにできるということなのか明確な記載が準備書にはない。
22	振動発生状況とその保全対策を明確にするため、環境影響評価書に記載することが必要とした。
26	準備書に記載された日照阻害の将来予想について、日影規制に齟齬がある。 正しい内容で記載する必要があることから、環境影響評価書には修正が必要とした。
27	また、環境影響評価書では、分かりやすい表記とするため、予測条件を整理するとともに図面にも新しい条件の記載が必要とした。
28	立体駐車場による日照阻害について周辺住民から懸念も示されていることから、環境影響評価書には、現況と将来がどのように変化するかを明示するなどの記載が必要とした。
29	衛星放送の電波障害について周辺住民から懸念も示されていることから、環境影響評価書には、調査及び予測の結果の記載が必要とした。
30	病院では感染性廃棄物の取り扱いが重要であることから、環境影響評価書には廃棄物の評価結果において感染性廃棄物の適正処理の方法の追記が必要とした。
31	準備書の事後監視調査計画には、廃棄物について、調査時期や回数の記載が明確でない。 事業者の対応方針を明確にするため、環境影響評価書には具体的な記載が必要とした。
32	準備書における景観資源の選定根拠について「伊丹市都市景観条例」や「伊丹市景観計画」の記載がないため、それらを踏まえたものとするよう環境影響評価書には記載が必要とした。
33	壁面緑化については、長期にわたるメンテナンスが必要である。 したがって、立体駐車場の壁面緑化については、メンテナンスも含めて設計段階で詳細に検討するとともに、敷地境界と立体駐車場の間に出来るスペースへの植栽についても検討するなど周辺環境と一体化した景観を検討することが必要とした。
37	準備書における事業計画概要の緑化計画には「伊丹市生物多様性みどりの基本計画 2021」の記載がないため、それらを踏まえたものとするよう環境影響評価書には記載が必要とした。